

朝霞市民会館設置及び管理条例の一部を改正する条例

改正後	改正前
<p>(業務)</p> <p>第2条 会館は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、会館の設置目的を達成するために必要な事業に関すること。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会館の使用を許可しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、会館の管理上支障があるとき。</p> <p>3 (略)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の使用料を免除することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(業務)</p> <p>第2条 会館は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その他 会館の設置目的を達成するために必要な事業に関すること。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会館の使用を許可しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他 会館の管理上支障があるとき。</p> <p>3 (略)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の使用料を免除することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他 市長が特に必要があると認めるとき。</p> <p>2 (略)</p>

【参考資料】

別表（第9条関係）

種別	使用区分	午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
(略)					
リハーサル室 (1)・(2)		6,200円	7,200円	8,200円	21,600円
(略)					
リハーサル室 (2)		3,100円	3,600円	4,100円	10,800円
リハーサル室 (3)		3,100円	3,600円	4,100円	10,800円
1階ロビーの一部のみを使用する 場合		3,000円	3,500円		午前9時から午後4時30分まで 6,500円
使用区分		午前	午後	夜間	全日

別表（第9条関係）

種別	使用区分	午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
(略)					
リハーサル室 (全体)		6,200円	7,200円	8,200円	21,600円
(略)					
リハーサル室 (2)		3,100円	3,600円	4,100円	10,800円
1階ロビーの一部のみを使用する 場合		3,000円	3,500円		午前9時から午後4時30分まで 6,500円
使用区分		午前	午後	夜間	全日

議案第16号新旧対照表

【参考資料】

室名	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
(略)				
304号室	1,200円	1,600円	1,800円	4,600円
501号室	2,000円	2,800円	3,400円	8,200円

